

会員にとって役に立つ「千葉県からの情報」を提供いただき掲載しています。詳しくは県庁HPをご参照ください。

千葉県労働相談センターのご案内

各種の労働問題、職場のストレス等でお悩みの方、
千葉県労働相談センターをご利用ください。

無料！秘密厳守！

区分	内容	相談員	方法	時間
一般労働相談	労働問題全般	専門相談員	来所	月～金 9:00～17:00
			電話	月～金 9:00～20:00
弁護士相談	法律に関する 高度な労働問題	弁護士	来所	毎月第1・3金曜日 ※予約制 13:00～15:00
メンタルヘルス相談	不安やストレス など心の問題	臨床心理士	来所 又は 電話	毎月第4水曜日 ※予約制 17:30～19:30
インターネット 労働相談	労働問題全般	専門相談員	インターネット	24時間受付 ※「千葉県ホームページ」の 「ちば電子申請サービス」から送信。

《お問い合わせ》千葉県労働相談センター

千葉市中央区市場町1-1 県庁本庁舎2階 ☎043-223-2744

ものづくりマイスター派遣のご案内

厚生労働省では、平成25年度に「ものづくりマイスター制度」を創設しました。

この制度は、1級技能士など高度な技能をもつ「ものづくりマイスター」が、中小企業・業界団体等の依頼を受け、技能競技大会の競技課題・技能検定の実技課題等を活用して若年技能者に実技指導を行うことで、若年技能者のスキルアップを図るとともに、効果的な技能継承や後継者の育成を行うものです。

千葉県職業能力開発協会では、協会内に「千葉県技能振興コーナー」を設け、ものづくりマイスターの派遣を希望する企業・団体等を募集していますので、派遣を希望・検討されている場合は、下記までお問い合わせください。

- 対象分野：技能検定及び技能五輪の職種のうち、製造業及び建設業に該当する職種。
- 派遣期間：1回の実技指導につき、最長で20日間
- 指導対象者：若年技能者の方。
- 費用：企業・団体側の費用負担はありません。
(指導に必要な材料費：受講者1名につき1日2,000円までは、当コーナーで負担。)

問い合わせ先：千葉県技能振興コーナー（千葉県職業能力開発協会内）

〒261-0026 千葉市美浜区幕張西4-1-10

TEL：043-296-7860 FAX：043-296-1186

E-mail：cjaknen@chivada.or.jp URL：http://cjaknen.org/